

安曇野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法、省令及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙、以下「通知」という。）に基づいて使用する用語の例による。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業対象者 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に定める様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答が同基準に定める様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）をいう。
- (2) 要支援者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者のうち同法第32条の規定により要支援認定を受けた者をいう。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業は、本市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(事業内容及び対象者)

第4条 総合事業は、次の各号に定めるとおりとし、当該各号の事業の内容、対象者等は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業
 - ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - (ア) 訪問介護相当サービス
 - (イ) 訪問型サービスA（緩和した基準による訪問型サービス）
 - (ウ) 訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）
 - イ 通所型サービス（第1号通所事業）
 - (ア) 通所介護相当サービス
 - (イ) 通所型サービスA（緩和した基準による通所型サービス）
 - (ウ) 通所型サービスC（短期集中通所型サービス）
 - ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
 - (ア) 介護予防ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）

(イ) 介護予防ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を、介護予防・生活支援サービス事業にあつては通知別記1(1)ア(エ)①

(a) から(d)、一般介護予防事業にあつては同①(a)、(b)又は(d)のいずれかにより実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、総合事業のうち、訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービス並びに通所型サービスAについては、指定事業者により実施する。

3 第1項の規定にかかわらず、訪問型サービスAについては、指定事業者又は市長が必要と認めた場合は委託により実施する。

4 通知別記1(1)ア(エ)①(b)又は前項の規定による総合事業の委託は、法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者(事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントについては、同条第1項の厚生労働省令で定める者)に対して行うものとする。

5 第2項に規定する指定事業者のほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第13条の規定により第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は訪問介護相当サービスを、同条の規定により第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者は通所介護相当サービスをそれぞれ実施することができる。

(指定事業者により実施するときの介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときの介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

(第1号支給費の額)

第7条 法第115条の45の3に規定する第1号事業支給費は、次のとおりとする。

(1) 第1号介護予防支援事業 別表第2に定める額に100分の100を乗じて得た額

(2) 前号に規定する以外の第1号事業 別表第2に定める額に100分の90を乗じて得た額

2 前項第2号の規定にかかわらず、総合事業の利用者の所得の額が介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「施行令」という。)で定める額以上である場合の当該利用者に係る第1号事業支給費については、サービスの利用者が、第1号被保険者であつて、法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

3 第1項第2号及び前項の規定にかかわらず、総合事業の利用者の所得の額が施行令で定める額以上

である場合の当該利用者に係る第1号事業支給費については、サービス利用者が、第1号被保険者であって、法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、別表第2に定める額に100分の70を乗じて得た額とする。

(通所型サービスCの費用負担)

第8条 通所型サービスCの利用者は、事業によるサービスに要した実費相当分として1回あたり400円を負担しなければならない。

2 前項の費用は、事業を委託している場合にあつては、当該受託者において徴収する。

(支給限度額)

第9条 支給限度額の算定は、法第55条第1項の規定によるものとし、支給限度額は別表第3のとおりとする。ただし、支給限度額を算定する事業は、別表第2に定める訪問型サービス及び通所型サービス事業に限る。

2 総合事業の利用者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 市長は、指定事業者が行う事業について、通知別記1(1)ア(コ)及び(サ)の例により、同ア(コ)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(サ)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業(以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。)を行うものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、施行令第29条の2の2及び第29条の3並びに附則第22条の規定を準用する。

(事業対象者の確認)

第11条 市長は、必要に応じて、基本チェックリストにより事業対象者の状態を確認することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は平成29年3月29日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この告示の施行の前においても、第11条の規定の例により、基本チェックリストを実施することができる。

3 前項の規定により実施した基本チェックリストは、この告示の施行の日において第11条の規定により実施されたものとみなす。

別表第1 (第4条関係)

事業構成		事業内容	対象者	
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス	要支援者及び事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者	
		訪問型サービスA		
		訪問型サービスC		
	通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護相当サービス		要支援者(法第8条の2に規定する介護予防サービスを利用するため同法第58条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。)及び事業対象者
		通所型サービスA		
		通所型サービスC		
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメントA	通知別記1(1)イ(エ)④(a)に準じる介護予防ケアマネジメントであつて、指定事業者による訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、訪問型サービスC及び通所介護相当サービス、通所型サービスA、通所型サービスCについて実施するもの。		
	介護予防ケアマネジメント	通知別記1(1)イ(エ)④(b)に準じる介護予防ケアマネジメントであつ		

		ジメント B	て、指定事業者によらない訪問型サービスAのみを利用するものについて、実施するもの。	
一般介護 予防事業	介護予防把握事業		地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげること。	65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者
	介護予防普及啓発事業		介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、有識者等による講演会、相談会の開始、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布を行うこと。	
	地域介護予防活動支援事業		地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行うこと。	
	一般介護予防事業評価事業		介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うこと。	
	地域リハビリテーション活動支援事業		地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進すること。	

別表第2 (第6条、第7条、第9条関係)

事業構成		単位	単位数
訪問型 サービス (第 1号訪 問事 業)	訪問介 護相当 サービ ス	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年厚生労働省告示第94号。以	(1月あたり) ア 週1回利用 1,172単位 イ 週2回利用 2,342単位 ウ 上記を超える 3,715単位 エ 初回加算 200単位 オ (1) 生活機能向上連携加算 100単位

		<p>下「単価告示」という。)の規定により定める本市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額</p>	<p>(2) 生活機能向上連携加算 200単位</p> <p>カ (1) 介護職員処遇改善加算 (I) アからオまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) アからオまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) アからオまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位</p> <p>キ (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) アからオまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) アからオまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数</p> <p>注1 生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからキを算定しない。</p> <p>注2 オの算定要件については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注3 ア、イ、ウについては、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数とする。なお、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる。</p> <p>注4 ア、イ、ウについては、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に100分の10に相当する単位数を加算する。</p> <p>注5 ア、イ、ウについては、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。</p>
--	--	---	---

			<p>注6 カについては、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計とする。なお、(IV) (V) については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注7 キについては、所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していることを要件とする。なお、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p> <p>注8 中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>
	訪問型サービスA		<p>(1回あたり)</p> <p>ア 205単位 (20分以上60分未満)</p> <p>イ 100単位 (20分未満)</p> <p>※週の上限は、615単位とする。</p>
通所型サービス(第1号通所事業)	通所介護相当サービス	10円に単価告示の規定により定める本市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額	<p>(1月あたり)</p> <p>ア 週1回利用(要支援1・要支援2・事業対象者) 1,655単位</p> <p>イ 週2回利用(要支援2・事業対象者) 3,393単位</p> <p>ウ 生活機能向上グループ活動加算 100単位</p> <p>エ 運動器機能向上加算 225単位</p> <p>オ 栄養改善加算 150単位</p> <p>カ 口腔機能向上加算 150単位</p> <p>キ (1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位 (2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位</p> <p>ク 事業所評価加算 120単位</p> <p>ケ (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) イ アを算定する場合 72単位 イを算定する場合 144単位 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ロ アを算定する場合 48単位 イを算定する場合 96単位</p>

			<p>(3) サービス提供体制強化加算 (II) アを算定する場合 24単位 イを算定する場合 48単位</p> <p>コ 生活機能向上連携加算 200単位 ※ 運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位</p> <p>サ 栄養スクリーニング加算 5単位 ※ 6月に1回を限度とする。</p> <p>シ (1) 介護職員処遇改善加算 (I) アからサまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算 (II) アからサまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算 (III) アからサまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>ス (1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) アからサまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) アからサまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>注1 ア、イについては、利用者の数が利用定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数とする。</p> <p>注2 ア、イについては、若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は、所定単位数に240単位を足す。</p> <p>注3 ア、イについては、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>ア 376単位</p>
--	--	--	---

			<p>イ 752単位</p> <p>注4 ウ、エにおける機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。</p> <p>注5 オの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注6 コの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注7 サの算定要件等については、平成30年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取扱いに準ずる。</p> <p>注8 シについて、所定単位はアからサまでによる算定した単位数の合計とする。なお、(Ⅳ)(Ⅴ)については、給付において廃止される同時期において廃止する。</p> <p>注9 スについては、所定単位はアからサまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していることを要件とする。なお、(1)又は(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。</p> <p>注10 サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</p>
	通所型サービスA		<p>(1回あたり)</p> <p>305単位</p> <p>※週の上限は、610単位とする。ただし、同一事業所の同一日における上限は、305単位とする。</p>
介護予防ケアマネジメント(第1)	介護予防ケアマネジメントA	10円に単価告示の規定により定める本市の地域区分における介護予	<p>(1月あたり)</p> <p>ア 431単位</p> <p>イ 初回加算 300単位</p> <p>ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位</p>

号介護 予防支 援 事 業)	介護予 防ケア マネジ メント B	防支援の割合 を乗じて得た 額	(1月あたり) ア 388単位 イ 初回加算 300単位
-------------------------	-------------------------------	-----------------------	------------------------------------

別表第3 (第9条関係)

対象者区分	単位数
事業対象者	(1月あたり) 5,032単位 ※個々の利用者の状態に応じて認められた場合は、連続する6月に限り、 10,531単位とする
要支援1	(1月あたり) 5,032単位
要支援2	(1月あたり) 10,531単位